

科目間クロス整理

～科目間の類似点をクリアに整理～

社会保険労務士
山川 靖樹
(山川社労士予備校)



試験科目の学習が一巡したこの時期に戸惑うのが、科目間で共通する項目の多さです。例えば「被保険者」という項目は複数の科目に登場しますが、その対象者は法律ごとに異なり、混同してしまいがちです。科目間で共通する項目について、共通点、類似点、相違点をクロス整理し、クリアにしていきます。また、各単元に対応した一問一答の練習問題 200 問にも取り組んでみてください。



※ マークのある項目に音声解説が付いています。

1 目的条文



7月号1「特集」00-イントロ／01-1 目的条文

この単元の学習内容 ▶▶▶

法律を制定した目的及び趣旨が書かれている条文のことをいい、それぞれ第1条に規定されています。試験対策上で考えると、ほぼ毎年出題される「**選択式**」での対策が極めて重要です。各法律間での言い回しの違いについて**キーワード**を意識し、確認しましょう。

(1) 労働基準法

労基法	<p>1) 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。平9記平19選</p> <p>2) この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。</p>
-----	--

クロス+整理+ポイント

◆○○生活

労基法1条1項	労働者が 人たるに値する生活 を営むための必要を充たすべきもの～
憲法24条1項	すべて国民は、 健康で文化的な最低限度の生活 を営む権利を有する。

◆労働関係の当事者 V S 労働者・使用者

労基法 1 条 2 項	労働関係の当事者は～
労基法 2 条	1) 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において～ 2) 労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守～
労契法 1 条	この法律は、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で～

フポイントアトハイイス!

- 労基法 2 条や労契法 1 条は、「労働者及び使用者」と使う。ここには、「労働関係の当事者」とは使わない。
- 一方、労基法 1 条 2 項の「労働関係の当事者」とは、労働者と使用者以外にそれぞれの団体、すなわち、使用者団体と労働組合も含む。

(2) 労働安全衛生法

安衛法	この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。平10記 平24選
-----	---

クロス+整理+ポイント

◆〇〇法と相まって～

安衛法 1 条	この法律は、労働基準法と相まって～
職業安定法 1 条 職業能力開発促進法 1 条	この法律は、雇用対策法と相まって～
労働者派遣法 1 条	この法律は、職業安定法と相まって～
労働関係調整法 1 条	この法律は、労働組合法と相まって～

◆健康 V S 衛生

安衛法 1 条	労働者の安全と健康を確保するとともに～
労災法 1 条	労働者の安全及び衛生の確保等を図り～

(3) 労災保険法、国民年金法、厚生年金保険法、健康保険法

労災法	労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。平13選 平22選
-----	---